

白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 7 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 2 0 号

白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年白川町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（費用弁償） 第 4 条 （略） 別表（第 2 条関係） 【別記 1 参照】	（費用弁償） 第 4 条 （略） <u>2 前項に定めるもののほか、特別職に支給する費用弁償については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u> 別表（第 2 条関係） 【別記 1 参照】

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

【別記 1】

改 正 後

区分		報酬	費用弁償
監査委員	識見を有する委員	月額 3 0, 0 0 0 円	白川町職員の旅費に関する条例（昭和 3 2 年白川町条例第 2 2 号）に規定する <u>一般職の職員</u> の例による
	議会選出の委員	日額 8, 0 0 0 円	
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 6, 5 0 0 円	
	委員	日額 6, 0 0 0 円	
選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会	委員長	日額 7, 0 0 0 円	
	委員	日額 6, 5 0 0 円	
農業委員会	会長	基本給 月額 1 7, 0 0 0 円 加算 予算の範囲内で町長が定める額	

	委員及び農地利用 最適化推進委員	基本給 月額 15,000円 加算 予算の範囲内で町長が定める額	
教育委員会委員		月額 32,000円	
選挙長・開票管理者		<u>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額（立会時間内に交替する場合にあっては、当該額を超えない範囲で町長が定める額）</u>	<u>予算の範囲内で町長が定める額</u>
投票所の投票管理者			
期日前投票所の投票管理者			
投票所の投票立会人			
期日前投票所の投票立会人			
開票立会人・選挙立会人			
<u>指定病院等における不在者投票の投票立会人</u>		<u>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2第2項に規定する額を超えない範囲で町長が定める額</u>	
執行機関の附属機関である審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員		規則で定める額	
専門委員、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者		任命権者が町長と協議して定める額	

改正前

区分		報酬	費用弁償
監査委員	識見を有する委員	月額 30,000円	白川町職員の旅費に関する条例（昭和32年____条例第22号）に規定する町長等の区分の例による
	議会選出の委員	日額 8,000円	
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 6,500円	
	委員	日額 6,000円	
選挙管理委員会及び臨時選挙管理委員会	委員長	日額 7,000円	
	委員	日額 6,500円	
農業委員会	会長	基本給 月額 17,000円 加算 予算の範囲内で町長が定める額	
	委員及び農地利用最適化推進委員	基本給 月額 15,000円 加算 予算の範囲内で町長が定める額	
教育委員会委員		月額 32,000円	

選挙長・開票管理者	<u>1回につき 12,200円</u>	<u>白川町職員の 旅費に関する 条例に規定す る7級以下3 級以上の職務 にある者の区 分の例による</u>
投票所の投票管理者	<u>1日につき 14,500円</u>	
期日前投票所の投票管理者	<u>1日につき 12,800円</u>	
投票所の投票立会人	<u>1日につき 12,400円</u>	
期日前投票所の投票立会人	<u>1日につき 10,900円</u>	
開票立会人・選挙立会人	<u>1回につき 10,100円</u>	
執行機関の附属機関である審査会、 審議会及び調査会等の委員その他の 構成員	規則で定める額	
専門委員、臨時又は非常勤の顧問、 参与、調査員、嘱託員及びこれらの 者に準ずる者	任命権者が町長と協議して定め る額	